

令和 4 年

上尾市教育委員会第 3 回臨時会 議案

## 議 案 名

議案第 36 号	裁判上の和解をすることに係る意見の申出について -----	1
議案第 37 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について-----	3
議案第 38 号	県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申につい て-----	5

【 白紙 】

## 議案第 36 号

裁判上の和解をすることに係る意見の申出について

東京高等裁判所令和 3 年（ネ）第 4679 号損害賠償請求控訴事件に関し、下記のとおり裁判上の和解をすることについて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 7 月 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛  
記

### 1 当事者

- (1) 控 訴 人（第 1 審被告） 上尾市本町三丁目 1 番 1 号  
上尾市
- (2) 被控訴人（第 1 審原告） 上尾市藤波三丁目 3 1 9 番地 1  
栄電業株式会社

### 2 和解の内容

別紙和解条項案のとおり

### 3 事件の概要

被控訴人が控訴人に対し、平成 29 年 9 月 20 日に成立した（仮）新図書館複合施設建設工事（電力設備工事）に係る工事請負契約を控訴人が解除したことによって生じた損害賠償金として、6,946 万 6,702 円及びこれに対する平成 30 年 7 月 10 日から支払済みまで年 5%の割合による金員の支払を求めたもの

### 4 第 1 審判決の要旨

被告は、原告に対し、6,923 万 2,024 円及びこれに対する令和 2 年 1 月 10 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

## 提案理由

東京高等裁判所令和 3 年（ネ）第 4679 号損害賠償請求控訴事件に関し、裁判上の和解をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

別紙

和 解 条 項 案

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件損害賠償金として2500万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和4年 年 日限り、〇〇銀行××支店の△△△△名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

議案第 37 号

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 7 月 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

歳出補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	5 社会教育費	25,000 千円	762,428 千円	787,428 千円
	計	25,000 千円	762,428 千円	787,428 千円

提案理由

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 6 号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>図書館運営事業</b>	<b>25,000</b>
21補償、補填及び賠償金	25,000

議案第 38 号

県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について

県費負担教職員の懲戒処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条の規定により、別紙のとおり埼玉県教育委員会に対して内申する。

令和 4 年 7 月 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

上尾市立小学校に在職する県費負担教職員が起こした職員事故（交通事故）は、地方公務員法に違反し、懲戒処分に相当するものと思われるので、審議について埼玉県教育委員会に内申を行いたいので、この案を提出する。

【 白紙 】